

旭川医科大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学名誉教授称号授与規程（平成16年旭医大達第48号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(資格)	(資格)
第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者 <u>のうちから選考により、これを授与する。ただし、第4条に該当すると認められる場合は、選考の対象としない。</u>	第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者 <u>に</u> 授与する。
(1) 本学に学長、副学長又は教授として、通算10年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績があった者	(1) 本学に学長、副学長又は教授として、通算10年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績があった者
(2) 前号の年数に達しないが、本学の学長、副学長又は教授として勤務し、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者	(2) 前号の年数に達しないが、本学の学長、副学長又は教授として勤務し、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者
(勤務年数の通算)	(勤務年数の通算)
第3条 次に掲げる年数は、前条第1号の勤務年数に通算する。ただし、本学の学長、副学長又は教授として5年以上勤務した場合に限る。	第3条 次に掲げる年数は、前条第1号の勤務年数に通算する。ただし、本学の学長、副学長又は教授として5年以上勤務した場合に限る。
(1) 本学の准教授としての勤務年数は、その2分の1の年数、専任講師としての勤務年数は、その3分の1の年数	(1) 本学の准教授としての勤務年数は、その2分の1の年数、専任講師としての勤務年数は、その3分の1の年数
(2) 本学以外の大学の教授としての勤務年数は、その2分の1の年数、准教授としての年数は、その3分の1の年数	(2) 本学以外の大学の教授としての勤務年数は、その2分の1の年数、准教授としての年数は、その3分の1の年数
<u>(名誉教授の選考対象としない要件)</u>	
<u>第4条 次の各号の一に該当し、本学名誉教授に相応しくないと判断</u>	

された者は、名誉教授の選考対象としない。（新設）

(1) 本学の名誉又は社会的信用を著しく傷つけた場合（新設）

(2) 故意又は重大な過失により本学等に損害を与えた場合
（新設）

(3) 法令又は本学の諸規則に違反した場合（新設）

(4) 職務上の義務に違反した場合（新設）

(5) その他前各号に準ずる行為を行った場合（新設）

2 学長は、退職する教授が、前各号の一の要件に該当するか否かを調査し、該当した者について教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、名誉教授の選考対象としないことを決定する。
この場合の議決方法は次条第3項を用いる。（新設）

（選考）

第5条 名誉教授の選考は、評議会の議を経て学長が行う。

2 第2条各号の一に該当する者（第4条に該当する者を除く。）があるときには、学長は、その者を名誉教授候補者として評議会に付議する。

3 名誉教授の称号の授与の議決をするためには、評議会構成員の3分の2以上の者が出席し、出席者の過半数の者の賛成がなければならない。

（称号の授与）

第6条 名誉教授の称号の授与は、別記様式の辞令書を交付して行う。

（略）

附 則

この規程は、令和7年5月14日から施行する。

【改正理由】

称号授与の要件見直しのため、所要の改正を行うものである。

（選考）

第4条 名誉教授の選考は、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て学長が行う。

2 第2条各号の一に該当する者があるときには、学長は、その者を名誉教授候補者として評議会に付議する。

3 名誉教授の称号の授与の議決をするためには、評議会構成員の3分の2以上の者が出席し、出席者の過半数の者の賛成がなければならない。

（称号の授与）

第5条 名誉教授の称号の授与は、別記様式の辞令書を交付して行う。

（略）